

【ABC消費者情報 Vol. 23】

■強引な点検商法にご注意（屋根点検）

「瓦がずれているから雨漏りする」と不安をあおったり、強引に屋根を点検して契約を迫る点検商法にご注意ください。

■点検商法の手口

○いきなり瓦の点検をしてみると、勝手に屋根に上がり点検し、工事を勧誘

○「隣の家の工事のために敷地内に脚立を立てさせて」と言って勝手に屋根を点検

■アドバイス

○点検後、「瓦が割れている」「家が壊れる」などと不安にさせ工事契約をさせる手口です。

○その場で契約を迫る業者には注意しましょう。

○工事の必要性、料金の妥当性など他の業者にも確認しましょう。

○契約書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフできます。

工事や支払いが終わっていても、あきらめないで消費生活センターにご相談下さい。

■点検商法が多い内容

床下換気扇、排水管清掃、浄水器など

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611